

消費税率引上げに伴う賃料変更手続きについて

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2019年10月からの消費税率改定により、賃料等の変更をされる場合があるかと存じます。
弊社では、税率変更により増加した月額保証対象額について、無償で保証させていただきます。
お手続き方法について、下記のとおりご案内申し上げます。

敬具

記

(1) 日本セーフティーの集金代行をご利用の場合

【重要】請求金額の更新処理のため、事前に お手続きをしていただく必要がございます。

お手続きについては、下表の手段をご用意しています。

お手続き手段	メニュー／書類名称	受付開始
N-pallet(取扱店業務支援システム)	『消費増税申請』	本日
書面 * 弊社ホームページよりダウンロードできます	『消費増税申請書』	本日

(2) 日本セーフティーの集金代行をご利用でない場合

◆事前のお手続きは不要です。

基本的には、事故報告と同時に申請ください(2019年10月1日より可能です)

お手続きについては、下表の手段をご用意しています。

お手続き手段	メニュー／書類名称	受付開始
N-pallet(取扱店業務支援システム)	『事故報告』	2019年10月1日
書面	『事故報告書』	2019年10月1日

あらかじめお手続きされたい場合には、下表の手段をご利用ください。

お手続き手段	メニュー／書類名称	受付開始
N-pallet(取扱店業務支援システム)	『消費増税申請』	本日
書面	『消費増税申請書』	本日

「集金代行サービスの口座振替手数料」について

集金代行サービスの口座振替手数料については、口座振替発生日における税率にて、ご請求させていただきます。

【本件に関する問い合わせ】 手続きの詳細内容やご不明点については、弊社営業担当までお問い合わせください。

全国共通コールセンター：0120-34-6225